

共産党要望項目一覧

平成25年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【知事の政治姿勢について】 参院選挙を目前に、知事は公の場に自民党予定候補を同行させ、実質的なあいさつ回りをしている。これまで「県民党」を標榜していた知事の立場とも異なり、本来このようなことはすべきではない。公の立場を自覚して行動すること。</p>	<p>「公の場に自民党予定候補者を同行させ、実質的なあいさつ回りをしている。」というのは誤りであり、私的な政治活動として行ったものである。 県政運営については不偏不党の方針を崩さず、身を律して当たっていきたい。</p>
<p>【橋下日本維新の会共同代表の発言について】 橋下共同代表のこのたびの従軍慰安婦や沖縄米軍司令に対する発言は、人間の尊厳を踏みにじる発言であり、看過できない重大問題である。首長の資格はもちろん国政を語る資格もなく、人間として許されない。「慰安婦必要」発言の撤回を求めること。</p>	<p>橋下徹氏個人としての発言であると認識している。</p>
<p>【雇用、地域経済】</p>	
<p>(1) 雇用</p>	
<p>①三洋・パナソニック問題 三洋電機が、契約社員に対して契約更新を繰り返してきた労働者を解雇した。労働契約法では3年を超えての契約更新は常用雇用の扱いとなるのに、契約満了の通知で労働者を解雇しており違法であり、許されるものではない。さらには、離職勧告したもののまだ籍がある労働者に自由入室を禁ずるなど嫌がらせもしている。三洋電機への注意指導すること。</p>	<p>労働契約法関係についての指導は、労働局の専権事項であるため、労働局において適正に対処されるものとする。なお、労働局には、ご指摘の内容を申し伝え適正な対処をお願いしている。</p>
<p>②大山電機・オンキョートレーディング パナソニックがカーナビ生産を中国に移すため、パナソニックからの受注の終了に伴い、大山電機は報道によると関連企業も含め、残務処理を行う20～30人を残して6月20日で174人(うち正社員89人)を解雇するとしている。また倉吉のオンキョートレーディング32人が離職することになった。労働者の再就職支援と経営支援に全力を挙げることに。</p>	<p>ハローワーク、若者仕事ふらざ、ミドル・シニア仕事ふらざ等との連携による求人開拓、求人情報の提供などの再就職支援を実施している。新たに離職者の再就職等に関する特別相談窓口を中部・西部総合事務所内にそれぞれ設置し、6月補正で西部総合事務所への就職支援指導員の配置を検討中である。 【6月補正】西部総合事務所への就職支援指導員の配置(緊急雇用基金) 2,159千円 離職者の再就職を支援するため、求人開拓・労働移動マッチング担当2名の西部地区への配置を6月補正で検討中である。 【6月補正】労働移動支援体制整備事業(緊急雇用基金) 8,462千円</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>再就職支援制度については、既存の労働移動緊急対策事業（労働移動奨励金）の拡充と、新たに研修を通して研修先企業等での雇用につなげる事業の創設について、6月補正で検討中である。</p> <p>【6月補正】労働移動緊急対策事業 10,000千円</p> <p>【6月補正】即戦力人材開拓型緊急雇用事業（緊急雇用基金） 46,102千円</p>
<p>③県は労働移行支援制度を活用する再就職支援を行うとしている。県の「労働移動」の制度は、過去に事業主都合解雇がない企業が離職者を雇用した場合、半年ごと2回に分けて合計100万円を支給する制度であり、正規雇用を増やすための制度である。しかし、事業所が従来の委託契約を解除した後や、奨励金100万円支給後に解雇できるなど、制度に抜け穴がある。雇用破壊の道具に使われないようにするための、要綱改正をすること。</p>	<p>労働契約法第16条で「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と定められており、不当な解雇はできないこととされている。</p> <p>補助金受給後の解雇対策として、正規雇用の日から1年6月経過するまでに、対象労働者を事業主都合で解雇した場合は、補助金を返還させることとしており、要綱の改正は考えていない。</p>
<p>(2) 漁業用燃油高騰対策</p> <p>魚価の低迷に加え、急激な円安で燃油高騰により、全国のイカ釣り漁業は危機的な影響を受けている。イカ釣り船（5t）は一晚で20箱～30箱、2500円/箱の売り上げで、50000万～75000円の売り上げに対し、現在燃油は約98円/ℓで、5tのイカ釣り船での200ℓ/日で2万円の経費が必要となっている。また出荷時に必要となる発泡スチロールの15%程度の引き上げも懸念されている。4月26、27日には鳥取県内のイカ釣り漁船をはじめ全国約4000隻のイカ釣り漁船が一斉休漁をした。鳥取県を代表するイカ釣り船も、田後漁協ではピーク時50隻が15隻に減少するなど、深刻な事態の中で、これに追い打ちをかけるようなことがあってはならない。現在のセーフティーネット保証制度は、過去7年間の燃料代の最大値と最小値を除いた5年間の平均で差が出れば支援対象になるが、高止まりしているので、支援にならない。しかも、半分は掛け金による自己負担であり、払える能力によって支援に差が出る制度となっている。イカ釣りは漁業者の経営の問題だけでなく、食文化や、その漁火は山陰の風物詩であ</p>	<p>国では、「漁業経営セーフティネット構築事業」による燃油高騰対策と、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象とした「漁業共済」及び「積立ぶらす」による収入安定対策を組み合わせた総合的な漁業所得補償対策を講じているが、急激な円安に対応できておらず、制度の点検・見直しを国へ要望した(4月24日)ところである。今後とも、これらの対策をより実効あるものとするため、漁業者の意見を踏まえ、国に対して拡充要望を行う。</p> <p>県としては、急激な燃油価格高騰への対応として、省エネ航行や漁業操業の効率化を図るため、船底付着物防汚作業経費の支援、漁船用作業照明灯のLED化の支援及びスルメイカ漁場探索調査の回数増を6月補正において検討している。</p> <p>発泡箱等の資材費への支援については現在のところ考えていないが、漁業者の意見を伺いながら必要な支援について検討したい。</p> <p>【6月補正】水産業燃油高騰緊急対策事業 13,108千円</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>り観光資源です。今回の燃油高騰は前回のようなリーマンショックの投機マネーに由来するものでなく、アベノミクス、安倍政権による急激な高騰であることから、国に対して特別の燃油高騰対策を求めると同時に、県独自の支援策を検討すること。また、発泡箱はセーフティネット保証の対象外であり、値上がり対策制度を創設すること。制度をつくる際には、市町村支援を前提とせず、県制度があまねくすべて漁業者に行きわたるようにすること。イカの魚場の探索調査の回数を増やすこと。</p>	
<p>(3) 労働法制の規制緩和について 安倍政権がすすめる労働法制の規制緩和は、派遣労働の拡大、正社員の解雇規制の緩和、労働時間規制の適用除外、「多様な正社員」の名目で地域や職種、労働時間を限定した「限定正社員」制度の導入などを盛りこんでいる。これまでの自公政権下での労働規制緩和で、低賃金で不安定な非正規雇用を増やしたことがデフレを招いてきた。働く人の賃金や労働条件を改善し、雇用のルールを確立することがデフレからの脱却、景気回復の道であり、この道に逆行する規制緩和策に対して反対の声をあげること。</p>	<p>労働法制の規制緩和については、国の方で現在議論されており、国で慎重に議論されたい。</p>
<p>(4) 改正労働契約法が4月施行されたが、非正規雇用の5年未満契約の「ルール」は法の趣旨に合っていない。5年未満で切り捨てることなく正社員・正職員化のルールをつくるよう求めること。</p>	<p>改正労働契約法は4月に施行されたばかりであり、まずは国の検証を注視することとし、法律の改正要望をすることは現在のところ考えていない。</p>
<p>(5) TPP 政府がTPP参加を暴走し、その過程の日米事前協議等を通じて、「守るべきものを守る」ことが不可能であることが明白となった。TPP参加即時撤回を求めること。</p>	<p>TPP協定への参加の可否については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うよう、4月9日・24日、国へ要望を行った。引き続き、国の動向を注視しつつ、慎重な対応を求めている。</p>
<p>【税制・財政】</p>	
<p>(1) 税の滞納差し押さえ処分（児童手当差し押さえ）裁判の控訴取り下げ 鳥取地方裁判所は県東部県税事務所が税の滞納を理由に児童手当を差し押さえたことについて、違法であると</p>	<p>今回の判決は重く受け止めているが、最高裁判例を踏襲したものとなっていないと考えており、業務において法的な安定性を欠き、本県はもとより全国の自治体や民間事業者に与える影響も大きいため、上級審の判断を仰ぐこととしたものである。また、第一審において事実認定の誤りがあるため、審理を尽くすことも必要であると考えことから、控訴を取り下げることは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>児童手当13万円の返還を求める判決をだしたが、県は全国に影響を与えると控訴した。判決はこれまでの最高裁判決をふまえても、鳥取県のやりかたが預金が児童手当であることは十分わかったうえで差し押さえたと指摘しており、違法であり職権濫用であると断罪している。真摯に受け止め控訴を取り下げること。</p>	
<p>(2) 元気臨時交付金での公共事業振替により、従来充てるはずだった75億円の予算を県民要求の実現に使うこと。</p>	<p>地域の元気臨時交付金は、平成24年度末に成立した国の緊急経済対策の実施に伴い生じる地方負担相当額を交付されたものであり、実質的な身代わり財源に過ぎず、新たな財源が措置されるものではない。</p> <p>したがって、依然として厳しい財政状況であることに変わりがなく、この度の交付金を理由に単純にその他の事業を手厚くすることは困難であるが、今後とも、財政状況をにらみながら、真に必要な施策については、しっかりと取り組んでまいりたい。</p>
<p>(3) 震災復興予算が震災とは全く関連のない他分野への流用があり、県民からも批判が出ている。さらなる他分野への流用は中止するよう求めること。</p>	<p>震災復興予算については、国の平成23年度第3次補正予算として、東日本大震災からの復興だけではなく、円高による経済の冷え込み、雇用環境の悪化等に対応する経済対策として位置づけられているものである。</p> <p>したがって、今回の問題については、そもそも本来事業として必要な雇用対策を、国が震災復興に絡めて打ち出しを行ったことに原因があると認識している。</p>
<p>(4) 境港国際貨客ターミナルの整備計画を中止すること。</p>	<p>境港は、我が国唯一の環日本海定期貨客船が安定就航しているとともに、クルーズ船の寄港が急増している。</p> <p>しかしながら、境水道内にある現旅客ターミナルは仮設で接岸できる船舶も限られ、大型クルーズ船は原木などを取り扱う岸壁に係留せざるを得ないことから、貨物船との係船調整、景観・異臭の問題や入国手続きに時間がかかるC I Q体制など、乗客の受入体制が十分ではない状況である。</p> <p>従って、十分な航路幅を有し、夢みなとタワー、温泉施設、境港さかなセンター、F A Z 倉庫が立地するなど、立地条件に優れた竹内南地区に本格的な国際旅客ターミナルを整備するものである。</p>
<p>【くらし、福祉、医療】</p>	
<p>(1) 消費税増税の中止を アベノミクスによるみせかけの景気浮揚策で消費税の流れに持っていくことは邪道である。このバブルの破たんに加え増税となれば、経済の底が抜けてしまう。消費税増税の中止を求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、社会保障・税一体改革関連法の撤廃を求めるつもりはない。</p> <p>ただし、消費税率の引上げの実施に当たっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要であると認識している。</p> <p>また、社会保障制度改革の検討に当たっては、国と地方の緊密な連携・協力が不可欠であることか</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	ら、社会保障制度改革国民会議での検討に地域の現場の意見を十分に反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論することを引き続き求めていく。
<p>(2) 生活保護制度の見直しの中止を 8月から生活保護の削減が見込まれているが中止を求め、県独自の見舞金制度の充実を図ること。</p>	<p>生活保護制度については、必要な人に必要な保護を行うという原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度及び基準となるよう検証を行い、適正実施と不正防止が図られるような仕組みにするよう国に要望を行っている。</p> <p>また、生活保護基準については、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを考慮し、全国一律の見直しを行うのではなく、級地区分の見直しをきめ細かく行うこと等、地方の実態を十分考慮の上、検討するよう国に要望を行っている。</p> <p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として引き下げ中止等の要請及び県独自の見舞金制度の充実は考えていない。</p>
<p>(3) 年金支給額が今年10月から1%削減につづき、来年4月から1%、再来年4月からは0.5%カットされることになっているがこれでは高齢者の暮らしが成り立たない。鳥取県は年金生活者が多く、削減の中止を求めること。</p>	<p>社会保障・税一体改革に係る三党協議に基づき、平成24年臨時国会において、国民年金法等改正法案が成立した。これによって、マイナスの物価スライドを行わず、本来の年金額よりも高い特例水準となっている年金を早期に計画的に解消するため、平成25年10月から1%、平成26年4月から更に1%、平成27年4月から更に0.5%、年金を減額することとされた。</p> <p>特例水準の解消は、年金財政の改善を図り、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保と、世代間の公平を図ることを目指したものである。</p> <p>一方、低所得者対策として、低所得の老齢基礎年金受給者に対して月額5千円に納付済期間を乗じて支給する給付金や、障害基礎年金又は遺族基礎年金受給者に対して月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は月額6.25千円）を支給する給付金など、これらの者の生活支援を図ることを目的とした「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」も成立した。</p> <p>現在、平成24年に成立した社会保障制度改革推進法による「社会保障制度改革国民会議」によって、今後の公的年金制度のあり方、現行年金制度の改善などが検討されているところである。</p> <p>年金制度が将来にわたり持続可能なものとなるよう、これらの議論を通じた年金の改革について行方を見守りたい。</p>
<p>(4) てんかん患者の支援強化を てんかん患者が車の運転で事故を起こした事件を契機に、病気や障害がある人に新たな刑罰を科す内容を含んだ「道路交通法改正」案参議院で審議入り予定である。しかし、厳罰化では問題は解決せず、むしろ障害への差別意識を拡大します。またてんかんを含む精神障害者の交通費支援は、身体障害者のようなJRやタクシー助成がなくバスの半額補助のみであり、特に公共交通機関が不足している地方では、障害を隠して運転することとなり、かえって重大事故につながる可能性がある。「厳罰</p>	<p>てんかん患者による交通事故を契機とした厳罰化の動きについては、てんかんのある方への差別や誤解、偏見につながらないように、てんかんに対する正しい理解を広げるための普及啓発を行っていく。あいさポーター研修においてもてんかんについて取り上げており、薬や外科治療によって発作の殆どをコントロール出来ることなど、正しい情報を伝えている。また、従来から一般県民向けの普及啓発やてんかんのある方への支援の手法を学ぶ研修などを実施している。</p> <p>さらに、精神障がい者の当事者自助グループの育成・活性化を図るため、今年度から精神障がい者当事者自助グループのリーダー養成を行うこととしている。</p> <p>交通支援制度の充実については、まずは事業者や障がい者施策の実施主体である市町村において検討すべきと考える。</p> <p>市町村の医療費助成制度については、市町村ごとに助成内容が異なることから、受領委任払いとす</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>化」は慎重に対応するよう求めること。てんかんの啓発事業や自助グループ活動・雇用支援を意識的に強化すること。てんかんを含む精神障害者の交通費支援制度を充実すること。市町村の医療費助成制度は受領委任払いとなるよう働きかけること。</p>	<p>ることは医療機関の負担が大きく、困難である。</p>
<p>(5) 障がい者の在宅移行援助制度を 障がい者が在宅に移行する場合は、自宅の改修や介護用品のリース支援が受けられるが、病院からの一時帰宅の場合は制度がない。県がエアマットレスのリース事業をはじめたが、対象物品や改修にも拡大すること。利用一時帰宅の際の支援制度は、切実な要求であると同時に、在宅生活での訓練にとっても必要であり、改修及びリース制度をつくること。</p>	<p>一時帰宅の場合も含め、自宅の改修や介護用品のリース支援については、まずは市町村において検討すべきと考える。</p>
<p>(6) 総合支援法（新法）に伴う、難病者支援は、すべての難病を対象とすること。受け入れる事業所をふやすこと。</p>	<p>障害者総合支援法の施行により、平成25年4月1日から障害者の範囲へ難病等が追加され、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病である130疾患が対象とされたところであるが、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえて、今後国において見直しを行うこととされている。 なお、難病の方も他の障がい者と同様に障がい福祉サービスを利用できることとなっており、法施行後において難病の方の受入れに問題が生じているといった事案は現段階では承知していない。</p>
<p>(7) 6月実施の障がい支援区分モデル事業・検討は当事者の意見を反映させること。</p>	<p>障害者総合支援法において、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方については、法施行後3年を目処とした検討に委ねられているところであり、国において検討が進められている。 検討に当たっては障がい者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされており、県としても、当事者団体等と十分意見交換しながら進めるよう、国に対して要望している。</p>
<p>(8) 県営住宅の入居基準の改善を 公営住宅施行令の一部改正により、平成21年度から入居家賃基準が改正された。平成21年度以前に入居されている方は、引き下げられた基準を上回る場合、平成25年度まで新基準適用を据え置きし、26年度から措置を講じることになっている。 優先入居の対象である障がい者世帯では知的障がい中度・重度と判定された障がい者のいる世帯は収入要件が214000円となっているが、障がい者手帳の更新の際の認定で、知的障がい程度が中度から軽度になったため、世帯の収入要件が158000円までとなり、これまでの世帯収入</p>	<p>本県では、公営住宅法及び国の取り扱い等に基づき、高齢者、障がい者世帯等に係る入居収入基準について緩和措置等を設けているが、ご指摘の障がい者世帯に係る入居収入基準の取り扱いについては、今後、改めて住宅困窮度など実態を調査し、対象とする障がいの程度を緩和する方向で検討する。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>では超えるため、26年度には退去しなければならない世帯が出てきた。知的程度が引きあがったとはいえ、軽度になったからといっても経済的自立は困難であり入居対象からははずすのは実態を無視したものである。入居が続けられるよう関係部局が連携し対応すること。</p>	
<p>(9) 支え愛基金は、1年間しか支給されず事業にとりかかったのちの見通しが立ちにくく、系統的な取り組みができない。育てるという観点に立ち段階的な自立スキームを検討すること。</p>	<p>住民団体やNPO法人などが地域の支え愛に繋がる取組を行われるにあたり、とっとり支え愛活動支援補助金として県1/2、市町村1/2負担による運営費補助制度を設けているので、この制度を利用していただきたい。</p>
<p>【子育て・教育】</p>	
<p>(1) 保育士養成奨学金 県は県立保育専門学院の廃止方針に伴って、藤田学院の経営する鳥取短大の保育士養成課程には県独自の保育士奨学生制度をつくった。しかし、国も保育士養成の奨学金制度を作るよう通知しているにもかかわらず、国の求める制度を作らず、国であれば適用になる鳥取大学の保育養成課程の学生は対象外としているなど矛盾が出ている。保育士養成と若者の定住の観点から早急に制度の拡充を実施すること。また国の制度の恒久化を求めること。</p>	<p>県の貸付制度は、学費負担の少ない県立保育専門学院の廃止によって経済的困難を抱える学生の資格取得機会が失われることのないよう、平成26年度から平成30年度までの入学生を対象に、保育専門学院と同じく2年間で資格取得可能な短期大学修学に係る貸付制度を創設したものである。 今後、県内保育士の需給バランス等も見極めた上で、さらなる制度拡充の必要性があれば、制度化の是非について、国制度の恒久化の要請も含め検討したいと考えている。</p>
<p>(2) 高校生の就学保障を</p>	
<p>①自公政権が高校授業料無償化に所得制限を設けようとしているが、国際的にも低い教育費の水準を引き下げるべきではなく、すべての高校生に無償化が行き渡るよう求めること。</p>	<p>真に支援が必要な生徒に対しては無償化が継続されるよう、国に要望している。</p>
<p>②鳥取県独自の高校入学試験料免除、入学金などの無償化を検討すること。</p>	<p>県教育委員会では、従来から高校生を対象とした奨学金(鳥取県育英奨学資金)制度を設けており、授業料以外の負担を考慮して、貸与月額を減額することなく、十分な新規貸与枠を確保し、所得要件を満たしている申請者全員を奨学生に決定している。</p> <p style="text-align: center;"> <貸与月額> 国公立 : 自宅通学 18,000円 国公立 : 自宅外通学 23,000円 私立 : 自宅通学 30,000円 私立 : 自宅外通学 35,000円 </p> <p>なお、この鳥取県育英奨学資金には、成績による制限はなく、世帯所得の要件を満たす申請者全員を対象としている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>このため、入学金については現時点では廃止することは考えていない。</p> <p>※ 世帯所得要件 父、母、本人、弟又は妹の4人世帯の場合、年間世帯所得約800万円以内 等</p>
<p>(3) 教育委員会制度</p> <p>政府の教育再生実行会議は、首長に教育長の任命権を付与して、教育長に権限を集中し、教育委員会をその下に置く方向性を示し、「政治の教育への介入」をあからさまにしています。現在の教育のゆがみの大本には管理・統制・競争といった政治的思惑が教育に注入されていることが原因です。教育の「独立性」「自由」の保障こそ、子どもたちの人権や成長を大切にする教育の実現の道であり、今回の「再生会議」の間違いを指摘すること。</p>	<p>教育委員会制度の見直しについては、現在、国の教育再生実行会議の提言を受け、中央教育審議会での審議が進められているところであり、今後も国の動きを注視していきたい。</p>
<p>(4) 「子ども子育て会議」(新制度)に父母・保育関係者を入れること。</p>	<p>いわゆる「県版子ども・子育て会議」については、その設置時期・方法については現在検討中であるが、設置する際、委員には子育て中の方、保育関係者にも入っていただきたいと考えている。</p>
<p>【原発・環境】</p>	
<p>(1) 原発ゼロに</p> <p>「新安全基準」は「規制基準」と変更され、名実ともに安全性が担保できるものでないことが明らかになった。規制基準は原発再稼働の理由にはならないが、政府は原発再稼働を決めた。さらにアラブ首相国連邦では原子力協定の締結で合意、トルコでも原子力協定に調印した。原発の海外輸出は財界、大企業の強い要請を受けてなりふりかまわず世界中にふりまくためのものだが、福島原発事故の収束もできておらず原発敷地内では高濃度の汚染水漏れが深刻になっている。15万人を超える避難生活者や原発廃炉を願う国民に対する挑戦である。またこのような政府の姿勢は企業の再生可能エネルギーへの転換の意欲やスピードを弱めるものである。経済産業相の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力需要検証委員会は国内の今夏の電力需給について、唯一稼働している大飯原発3、4号機を止めても安定供給できると試算している。再稼働や原発輸出など、原発をゼロに逆行する方針を撤回するよう政府に申し入れること。</p>	<p>原子力発電については、事故が発生すれば甚大な被害が発生するため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーの導入拡大を図りながら、順次縮小していくべきであると考えます。確かに、本年の電力需要検証委員会においては、電力の安定供給に最低限必要な供給量は確保できるとしたものの、火力発電の計画外停止の発生懸念や景気の上向きなど、全国的な電力需給は予断を許さない状況であることから、クリーンで経済的なエネルギーの安定的な需給の実現に向けて、本県でも再生可能エネルギーの導入強化や省エネ節電等の取組を推進している。一方、国では新たなエネルギー基本計画の策定を検討していることから、国の動向等を見据える必要があると判断し、現在のところ、原発からの撤退等を国に求めることは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
(2) ゴミ問題	
<p>①東部広域可燃物処理場について 住民合意もなく、処理方式も決まらず、隣接する工業団地の計画も明らかになっていない今、正確な環境影響評価はできない。根本的な出直しを東部広域に求めること。</p>	<p>環境影響評価については、補正された評価書に対して、学識経験者で構成される環境影響評価審査会の意見などを聴いたうえで、環境保全の見地からの意見をとりまとめた知事意見を5月17日に事業者（鳥取県東部広域行政管理組合）に再度通知した。 今後は、事業者から提出される、知事意見に対する事業者の対応方針を精査するなど、引き続き鳥取県環境影響評価条例の規定に基づく手続きが、科学的知見に基づき適正に実施されるよう確認していきたい。</p>
<p>②淀江産廃処分場建設の中止を 福島原発事故で高濃度放射能汚染水の地下貯水槽に使用されている遮水シートが破れて漏水していることが判明した。シートは全国の産廃処分場で使われているものと同じものと説明されている。その後別の貯水槽に移したが同様な事故が発生している。県の担当者はこの事故は水だから起きたのであって、産廃ではこのような事故は起こらないと地元住民に説明しているが、構造上の強度は水でも産廃でもかわらない。50年の耐久性がシュミレーションされていると知っているが、その保証はない。危険な処分場建設は中止すること。</p>	<p>福島第一原発地下貯水槽と淀江産廃処分場では遮水構造が異なり、止水効果を期待するベントナイトの厚さが、福島第一原発地下貯水槽では6.4ミリ（ベントナイトシート）であるのに対して、淀江産廃処分場では500ミリ（ベントナイト混合土）を計画しており、止水効果は格段に高い。 淀江産廃処分場における遮水構造については、県としても事業者に対して住民の不安を払拭するよう安全対策に万全を期し、十分に説明するよう引き続き指導していく。</p>
<p>【憲法を守り生かす】 改憲派が暴走するもとの、憲法を変えやすくし立憲主義を否定する「96条改定」問題や表現の自由をも否定する時代錯誤の自民党「改憲案」、歴史認識を覆す靖国派・安倍内閣の矛盾が、国民的にも世界的にも批判を浴び、9条をはじめ憲法を生かした国づくりこそが、東南アジアで広がる平和共同体のながれを、北朝鮮を含めた北東アジアに広げ、問題解決の道を開くカギとなることを浮き彫りにしている。憲法は権力を縛るものであり、憲法を守り生かすことをもとめること。</p>	<p>憲法の改正は、国において、慎重かつ十分な議論を行い、国民の納得を得て行っていただきたい。</p>
<p>【外交・軍事】</p>	
<p>(1) オスプレイ配備撤回 米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイ沖縄強行配備、国民の安全と命を無視した危険な飛行訓練が常態化していることは許しがたい。オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練中止を引き続き強く求めること。島根県では</p>	<p>オスプレイの飛行訓練が行われる場合には、速やかに関係自治体に情報を提供することや、日米両政府が合意している飛行高度の順守など、安全に万全を期すことを米軍に強く働きかけるよう、知事が4月24日に防衛省、外務省に対して要望を行った。 オスプレイ配備については、防衛上の問題であり国に対応をしていただくことが適当であり、本県として中止を求めることは考えていないが、配備に対する国民の不安は当然のものであり、引き続き、</p>

要望項目	左 に 対 する 対 応 方 針 等
自治体連絡会をつくった経験を学んで対応すること。	国民が真に安全だと納得できるような丁寧な説明を行うことを求めている。